

LEC 社会保険労務士講座 / テキスト・レジュメ訂正情報

よくわかる徴収法 1日で仕上げる！

(2024年合格目標 山下道場 よくわかる徴収法 1日で仕上げる！ 使用教材)

(2024/08/05 現在)

2024年合格目標 山下道場 よくわかる徴収法 1日で仕上げる！で使用する教材におきまして以下の訂正がございます。大変おそれいりますが、教材の訂正をお願いいたします。

※科目名の後の英数字は教材を区別するためのコードです。コードは表紙のバーコード下に記載してあります。

・ 2024/08/05 更新分… p.1~2

【2024/08/05 更新分】

講義テキスト (RL24177)

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
訂正	P31 1行目の「★」	★ <u>試験対策・罰則の適用がある</u>	★ <u>試験対策</u>
訂正	P39 「●督促状の指定日までに払えばよし」の「5)」	<u>5) 延滞金は、次の各号のいずれかに該当する場合には、徴収しない。ただし、第4号の場合には、その執行を停止し、又は猶予した期間に対応する部分の金額に限る。</u>	(※全文削除)

問題集 (RL24178)

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
訂正	P40 「★法 31 条 労働保険料の負担」の問題 106	<p><u>□□□106 【点数】 労災保険及び雇用保険に係る保険関係が成立している場合であって、免除対象高年齢労働者を使用しない事業については、雇用保険の被保険者は、一般保険料の額のうち雇用保険率に应ずる部分の額から、その額に二事業率を乗じて得た額を減じた額の2分の1を負担することとされている。(H22. 雇8-B)</u></p> <p><u>(答) ○ (法31条1項1号) 本肢のとおりである。</u></p>	(※問題・解答解説共に全文削除)

以上